

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	子育て家庭の生活の安定を図ること
--------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-4	子育て家庭の生活の安定を図ること
個別目標1	児童手当制度の適正な運営を図ること ※重点評価課題（児童手当の充実化） (主な事務事業) ・児童手当の支給	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○児童手当法（昭和46年法律第73号） ○「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局育成環境課	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析

<p>第13回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所 平成17年）によれば、理想よりも予定している子どもの数が少ない理由について、約65%が子どもを育てるのにお金がかかると回答しており、また、平成15年国民生活基礎調査において児童のいる世帯の6割が生活が苦しいと回答している。</p> <p>児童手当制度に関しては、子育て家庭に対して行った調査によれば、子どものいる世帯のうち、70%以上が子育て支援策としての現金給付（児童手当制度）の妥当性について評価している。また、子どものいる世帯のうち、特に年収500万円未満の世帯にあっては、90%以上が評価しているところである（「子育て家庭に対する支援策等に関する調査」（平成14年北場勉（日本社会事業大学助教授）））。</p>
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	児童手当支給件数（単位：万件） (一)	688	693	964	960	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学 						

校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。

施策目標の評価

児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考えられる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 児童手当制度の適正な運営を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 児童手当支給件数(単位:万件) (一) ※施策目標に係る指標1と同じ。	688	693	964	960	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数値は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。 					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
【有効性の観点から】					
<p>平成12年度において、支給対象年齢を3歳未満から小学校就学前までに拡大し、平成13年度には支給率が72.5%から85%となるよう所得制限限度額を大幅に引き上げた。また、平成16年4月から支給対象年齢を小学校就学前までから小学校第3学年修了前までに、平成18年4月から小学校修了前までに拡大し、平成19年4月から3歳未満の第1子及び第2子について手当額を倍増し、出生順位にかかわらず一律月額1万円とし、若い子育て世帯の生活の安定を図るための支援が拡充されてきたところである。</p> <p>また、「子育て家庭に対する支援策等に関する調査」(平成14年北場勉(日本社会事業大学助教授))において子育て支援策として子育て家庭の50%が子育てへの経済的支援を求めており、また児童手当の妥当性について子どものいる世帯の70%以上が支持するという結果が出ていること等から、制度の妥当性について評価されており、今後も、子育て世帯への現金給付に対する国民のニーズに対応しつつ、児童手当制度を適正に運用していくことが、基本目標や施策目標の実現のために有効である。</p>					
【効率性の観点から】					
<p>児童手当は、現金給付方式であることから、児童を持つ家庭の生活の安定を図るための直接的な支援であり、効率的なものである。</p> <p>「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の対策に関する総合的研究」(平成14年勝又幸子(国立社会保障・人口問題研究所))において児童手当の受給経験者にその用途を調査したところ、月々の家計に足して使うもの、子どものための貯蓄、学費、衣類など子どもの特別な用途に限って使うものとする回答が大多数を占めたことから、制度趣旨に合致した効率的な制度であると評価できる。</p> <p>なお、児童手当の支給事務は、市町村長が行うこととされており、受給資格者の家族構成、所得等の状況を現有公簿により確認できること等により事務処理の的確、簡素化が図られ効率的である。</p>					
(※太字部分は、重点評価課題該当部分)					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 被用者児童手当交付金・非被用者児童手当交付金					
平成18年度 : 337,083百万円(補助割合:[国 /][/][/])					
予 算 額 : 一般会計、 厚生保険特会 、労働保険特会、その他()					
実施主体 : 本省、厚生局、 労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 : 都道府県、 市区町村 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 : その他()					
概要 :					
<p>児童手当制度は児童を養育する親等に対し、3歳未満の児童1人あたり月額1万円、3歳以上小学校修了前の児童1人あたり月額5千円(第3子以降月額1万円)を支給することにより児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。被用者児童手当交付金、非被用者児童手当交付金は、児童手当の給付に必要な財源の一部を市町村に交付するものである。</p>					

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
「児童手当法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（第166回国会 参議院厚生労働委員会 平成19年3月27日）
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する手当を倍増し、一律1万円とします。」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。